

千葉県臨床整形外科医会 (CCOA) 会則

第1章 総 則

第1条 本会は千葉県臨床整形外科医会 (CCOA) と言う

(事 務 所)

第2条 本会の事務所を千葉県臨床整形外科医会代表者の院内におく。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦融和と学術の向上及び医療内容の進歩をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前述の目的を達成するため次の事業をおこなう。

- (1) 整形外科医の日常診療上に生ずる諸問題の研究調査、研修会、懇談会等
- (2) 医療、医政、特に保険医療の改善に関する事項の推進
- (3) 医療の合理化に関する研究
- (4) 会員相互の福祉、相互扶助、親睦と厚生に関する企画
- (5) その他

第2章 会 員

(資 格)

第5条 本会の会員は地元医師会及び日本医師会会員で、千葉県内の医療機関の開設者又は勤務医で、次の各項の一つに該当するものとする。

- (1) 私的医療機関の開設者もしくはその勤務医

(2) その他の勤務医で本会の目的に賛同するもの

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添え、所定の入会申込書を提出し、本会役員との承諾を受けなければならない。

(義 務)

第7条 会員は会則並びに本会の諸決議に服し、所定の年会費を納入すると共に、会務の遂行に協力する義務を有する。

(退 会)

第8条 会員は次の事由によって、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 第5条の資格を失ったもの
- (4) 3年度にわたる会費の滞納
- (5) 本会員としての名誉を著しく傷つけたもの

第3章 役 員

第9条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名
副会長 2名
理 事 若干名
監 事 2名

(任 期)

第10条 会長、副会長、理事、監事の任期は2ケ年とする。ただし再任は妨げない。

(選出)
第11条 理事は会員互選で会員中より選出する。
監事は理事会が会員の中から選出する。
会長、副会長は理事の互選とする。

(補充)
第12条 会長、副会長、理事、監事に欠員を生じた時は、ただちに理事会で推薦補充する。

第4章 会 議

(会議)
第13条 会議は定期総会および臨時総会(年1回以上)および役員会とする。

(招集)
第14条 会議は会長が招集する。
役員会は必要なときに適宜開催する。

(構成)
第15条 総会は会員を以て構成する。

(定員数)
第16条 会議は之を構成する会員の10分の1以上の出席があれば開会することが出来る。

(委任状および代理人は出席とみなす。)

(議決)
第17条 総会の議事は出席会員の過半数の同意を以て決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(議長)
第18条 総会の議長は会員中より選出する。

(議決事項)

第19条 次の事項は総会の承認を受けなければならない。

- (1) 予算および決算
- (2) 役員承認
- (3) 会員の変更
- (4) その他の重要な事項

第5章 会 計

(経費)

第20条 本会の経費は年会費その他をもってあてる。

千葉県臨床整形外科医会費は5,000円

日本臨床整形外科学会費は24,000円

関東ブロック会費は1,000円

合計30,000円を徴収する。

尚入会金は10,000円とする。

第21条 本会の会計は理事が管理する。

(監査)

第22条 収支決算は本年度終了後、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第23条 この会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第24条 この会則は総会において会員の多数決を得なければ変更することはできない。

附 則

平成7年2月25日から施行する。

以上